

令和 7 年度
事業概要
(計画編)

長崎県県央保健所
(長崎県県央振興局保健部)

1. 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項

1. 1 広報・啓発

1.1.1 広報事業

【事業目的】

- ・保健・衛生・環境等に関する情報を地域住民や関係機関に迅速かつ適切に提供を行う。

【現状と課題】

- ・パソコンやスマートフォンで情報を得る手段が主流となり、ホームページ等の電子媒体による情報が正確かつ遅延なく更新される必要がある。
- ・ホームページ掲載については、目が不自由な方やご高齢の方などでも問題なくウェブサイトを開覧できるようにするための取組みであるアクセシビリティに配慮したページとなるよう改善が必要である。

【計画】

- ・各課の事業担当者がアクセシビリティに配慮したページとなるよう定期的に公開情報の確認、更新を行う。

1. 2 地域保健研修

1.2.1 管内地域保健関係職員等研修事業

【事業目的】

- ・地域の実情に即した幅広い分野の研修を実施することにより、市町職員を中心とした地域保健関係職員及び保健所職員の資質向上を図り、地域保健対策の円滑な推進を図る。

【現状と課題】

- ・地域保健対策に係る人材は、公衆衛生の最新の専門知識に基づく指導的役割はもとより地域保健の現場を支える実践力、健康危機管理への対応能力、特別な配慮が必要な個別困難ケースへの対応等、様々な情勢や住民ニーズの多様化に対応していくため、資質の向上が必要である。
- ・地域保健活動を寄り効果的に実施するために、日頃の活動の成果を科学的・研究的な視点での検証を実践していくことが重要である。

【計画】

- ・市町をはじめ関係機関のニーズや地域の課題に合わせた内容の研修会を各事業の中で開催する。

1.2.2 学生等教育研修事業

【事業目的】

- ・次世代の保健福祉行政を担う学生に対し、充実した実習環境を提供し、将来の人材を育成する。

【現状と課題】

- 県内の保健師養成大学院（1箇所）、看護師養成大学（1箇所）、管理栄養士養成大学（1箇所）及び看護師養成学校（1箇所）の国家試験受験資格を取得するために必要な実習機関として、学生を受け入れている。

【計画】

- 保健師及び管理栄養士学生等を受け入れる。（保健師学生：長崎県立大学大学院、看護師養成大学：長崎大学、管理栄養士学生：長崎県立大学、看護師学生：長崎県央看護学校）

2. 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項

2. 1 統計調査

【事業目的】

- ・我が国の人口動態事象等を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【現状と課題】

- ・世帯ごとの調査等においては回収率の維持・向上、精度の確保が求められているが、一方で、調査によっては適正な調査員の確保が困難となっている。
このため、報告者負担の軽減、調査員負担の軽減、自治体負担の軽減に必要な対応策の検討が行われている。

【計画】

1) 毎月の調査

人口動態調査

医療施設動態調査

病院報告（患者票）

2) 毎年の調査

国民生活基礎調査

地域保健・健康増進事業報告

衛生行政報告例

3) 2年ごとの調査

医療従事者届（助産師、保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士）

三師届（医師、歯科医師、薬剤師）

調理師業務従事者届

4) 3年ごとの調査

医療施設静態調査

患者調査

受療行動調査

5) その他

社会保障・人口問題基本調査

①人口移動調査

②生活と支え合いに関する調査

③全国家庭動向調査

④世帯動態調査

⑤出生動向基本調査

※①～⑤の5種類の調査を毎年順番に実施（※従って、各調査は5年ごと）

3. 栄養の改善及び食品衛生に関する事項

3. 1 栄養改善対策

【事業目的】

- 地域住民が自ら食生活改善に取り組み、健康的な生活習慣を定着するために必要な食に関する環境を整備する。

【現状と課題】

- 給食施設数が 340 施設あり（令和 7 年 3 月 31 日現在）、給食施設の食を通して利用者が健康的な生活習慣を身につけることができるよう支援が必要である。
- 管内全市町に管理栄養士・栄養士が配置されているが、市町の規模により配置数や配置部署に違いがあり、状況に合わせた支援が必要である。
- 管内には食品を製造・販売する業者が数多くあり、食品の栄養成分表示、虚偽誇大表示等に関する相談が多い。
- 地域住民の健康づくりの担い手である食生活改善推進員の高齢化と人数減少が各市町で課題となっている。

【計画】

- 給食施設への個別指導及び集団指導を実施する。
- 管内市町栄養士との業務検討会を実施し、必要な支援を行う。
- 管内の地区指定を受けて、国民健康・栄養調査を実施する。
- 栄養成分表示について、関連業者等へ講習会での周知や必要に応じた相談対応と消費者への活用促進ための情報提供を行う。

3. 2 食品衛生対策

3.2.1 食品取扱施設の許可及び監視指導

【事業目的】

- 食品を取り扱う営業のうち、人の健康に与える影響や公衆衛生に及ぼす影響の大きい営業について、食品衛生法に基づく営業許可制度等を施行し、食品衛生上の危害の発生を防止する。
- 食品等事業者の監視指導を実施し、食品の安全性の確保を図る。

【現状と課題】

- 消費者による食品の安全性に対する関心は年々高まっており、食の安全性の確保が強く求められている。

【計画】

- 食品衛生法に基づく食品営業施設の新規申請、更新申請に関する許認可を実施する。
- 「令和 7 年度長崎県食品衛生監視指導計画」に基づき、効率的かつ効果的に監視指導を実施し、食品に起因する事故発生の未然防止に努める。

3.2.2 食中毒防止対策事業

3.2.2.1 食中毒発生時対応

【事業目的】

- ・食中毒の発生時において、迅速に発生原因を特定し被害拡大の防止を図る。

【現状と課題】

- ・細菌、ウイルス、寄生虫、化学物質等、食中毒の原因は多岐にわたるため、発生原因の究明には綿密な疫学調査及び高度な検査が要求される。

【計画】

- ・「食中毒処理要領」及び「長崎県食中毒対応マニュアル」に基づき、迅速かつ的確な対応調査を実施する。
- ・食中毒被害の拡大防止の観点から情報提供を図り、必要な情報については速やかに公表する。

3.2.2.2 流通食品の安全性の確保

【事業目的】

- ・市場に流通する食品の収去検査を実施し、流通食品の安全性を確保する。

【現状と課題】

- ・食品の流通の広域化と消費者の嗜好の多様化により、様々な食品が流通、販売されている。

【計画】

- ・春期、夏期及び年末の3回の一斉取締りを実施し、この期間中は食品の製造、販売施設に対する監視指導を強化する。
- ・管内で製造又は販売される食品の検査を実施し、不良食品の排除に努める。

3.2.2.3 食品衛生知識の普及啓発

【事業目的】

- ・食品等事業者及び一般住民等に対して、食品衛生知識の普及・向上を図り、食に起因する健康被害を防止する。

【現状と課題】

- ・流通食品の多様化に伴い、食品による健康被害も様々なものになっている。営業者及び消費者に最新の情報を伝達する必要がある。

【計画】

- ・食品関係営業者に対しては、食品衛生責任者講習会あるいは関係団体主催の衛生講習会を通じた啓発に努める。
- ・一般住民に対しては、管内市町が発行する広報誌を活用し、最新の情報の伝達に努める。
- ・食中毒注意報発令時には、関係者・団体に対して迅速な情報提供を行い、食中毒事故の

予防に努める。

- ・最近多発傾向にあるカンピロバクター食中毒、ノロウイルス食中毒を防止するために、これらの食中毒の予防についての正確な知識の伝達、普及を重点的に実施する。

3.2.2.4 宿泊施設等における食中毒防止対策

【事業目的】

- ・宿泊施設には多くの観光客や修学旅行生が利用することから、立ち入り検査や講習会を実施し、施設における食中毒の未然防止を図る。

【現状と課題】

- ・観光県である長崎県には多数の来訪者が予想されるため、宿泊施設に一層の衛生管理が求められる。

【計画】

- ・「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく効率的な監視指導を実施する。

3.2.3 HACCP 手法による衛生管理導入促進

【事業目的】

- ・すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を適切に運用しているか確認し、必要に応じて助言、指導を行う。

【現状と課題】

- ・令和3年6月からすべての食品等事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理が義務付けられた。これまで立入指導や講習会を通じてHACCPへの取組み指導を行ってきたが、実際に衛生管理計画が作成され、適切に実施、記録をされているか等の取組への達成度は事業者によってまちまちである。

【計画】

- ・HACCPが適切に運用されているか、施設への立入検査等を利用して確認し、確認の結果、不適切な点を認めた場合は、営業者に対し、衛生管理計画の見直し等を含めた助言、指導を行う。

4. 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項

4. 1 生活衛生対策

4.1.1 営業施設の衛生確保事業

【事業目的】

- ・旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理（美）容師法、クリーニング業法に関する許可指導及び助言指導により、県民の日常生活にきわめて深い関係のある生活衛生関係の営業について衛生水準の維持向上を図る。

【現状と課題】

- ・衛生管理に加え、施設変更及びその届出が適正に行われているか対象施設の立入調査を強化する必要がある。

【計画】

- ・年間をとおしての監視計画に基づく計画的な監視指導。
- ・各施設に対し、状況に応じた適切な助言・指導の実施。
- ・旅館ホテル及び公衆浴場におけるレジオネラ症発生防止のための監視強化。

4.1.2 ビル管理法に基づく衛生確保事業

【事業目的】

- ・県民多数の者が使用し、又は、利用する建築物の維持管理に関し、衛生的な環境の確保をはじめ、公衆衛生の向上・増進を図る。

【現状と課題】

- ・ビル管理法に基づく許可（届出施設）の監視率は高くない。
- ・特定建築物に該当する旅館や公衆浴場等の環境衛生営業施設許可を有する施設については、環境衛生営業施設立入調査時に併せて監視指導を実施しているが、大型店舗や事務所等の特定建築物のみ対象とした立入調査の件数は少ない。

【計画】

- ・状況に応じた適切な助言・指導の実施。

4.1.3 遊泳用プールの監視指導

【事業目的】

- ・遊泳用プールの衛生的な環境の維持・向上を図る。

【現状と課題】

- ・遊泳用プールの監視率は高くない。
- ・プールの安全及び衛生管理については、必要に応じて「プールの安全標準指針」及び「遊泳用プールの衛生基準」に基づき指導を行っている。

【計画】

- ・各施設に対し、状況に応じた適切な助言・指導の実施。

4.1.4 水道施設の衛生確保事業

【事業目的】

- ・県知事認可の水道施設（上水道、簡易水道）について、適正な維持管理の徹底を図るため立入検査を実施する。

【現状と課題】

- ・水道施設にパッキンの一部破損等、衛生上、問題がある施設が存在する。
- ・水道施設の適切な資産管理、老朽施設の効率的な改修、運営基盤の強化や技術力の確保などさまざまな課題を抱えている。

【計画】

- ・管内の水道施設に計画的に立入検査を実施し、立入施設数等について半期毎に水環境対策課に報告する。

4.1.5 温泉の保護と適正利用の推進

【事業目的】

- ・温泉の保護と適正な利用を推進し、住民の保健的利用や癒し効果の増進に努める。

【現状と課題】

- ・源泉総数に対して未利用源泉数が多いのが現状。

【計画】

- ・温泉法に基づく許認可業務、温泉利用施設への立入調査及び指導。

4. 2 生活排水（浄化槽）対策

4.2.1 浄化槽の適正管理推進事業

【事業目的】

- ・浄化槽の適切な維持管理を指導・啓発することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。
- ・浄化槽管理者への維持管理指導、保守点検の啓発などを行い、管理者による適切な維持管理を促す。
- ・浄化槽保守点検業者への指導及び登録事務などを行い、健全な業者を育成指導する。

【現状と課題】

- ・管内の汚水処理人口普及率は、94.9%である。（全国93.7%、長崎県84.8%）（令和6年3月末現在）
- ・生活排水等の処理施設である浄化槽は県下の約2割にあたる14,055基（みなし浄化槽を含む）が管内に設置され、河川や海の環境保全に寄与しているところであるが、

適正管理がなされていない浄化槽がある。

- 令和6年度の法定検査結果では、不適正は6.7%となっており、適正管理がなされていない浄化槽がある。
- 管内の浄化槽保守点検業者数：28件（令和7年3月末現在）
- 指定検査機関（（一財）長崎県浄化槽協会）による法定検査において、不適正と判定された浄化槽（みなし浄化槽を含む）や法定検査受検拒否者に対して、適切な維持管理を実施するよう指導が必要である。

【計画】

- 浄化槽の適正管理の周知を図るとともに、法定検査受検拒否者や適正管理がされていない浄化槽の管理者に対しては、管内市町や浄化槽保守点検業者とも連携して指導を実施。
- 浄化槽保守点検業者への立入調査・指導の実施。

4. 3 廃棄物対策

4.3.1 一般廃棄物対策推進事業

【事業目的】

- 市町等が設置している一般廃棄物関係施設に対し、立入検査及び指導・助言を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

【現状と課題】

- 市町・民間あわせてごみ処理施設、資源化施設、最終処分場、し尿処理施設等が合計37施設設置されている。管内においては、1人1日あたりのごみ排出量は県平均より少ない市町が4、多い市町が1ある。リサイクル率は県平均とほぼ同じ水準になっている。

（1）市町における可燃ごみ処理施設

- 諫早市：島原市、雲仙市及び南島原市の一部とともに、県央県南広域環境組合にて広域処理（施設設置場所：諫早市（県央県南クリーンセンター））
- 大村市：大村市環境センターにて単独処理
- 東彼杵郡3町：東彼地区保健福祉組合にて処理（施設設置場所：川棚町（東彼地区保健福祉組合清掃工場））

（2）市町における不燃ごみ処理施設

- 諫早市：県央地域広域市町村圏組合県央不燃物再生センター、一般廃棄物最終処分場
- 大村市：大村市環境センター、一般廃棄物最終処分場
- 東彼杵郡3町：東彼地区保健福祉組合一般廃棄物第2最終処分場（施設設置場所：川棚町）

（3）市町におけるし尿処理施設

- 諫早市：新倉屋敷クリーンセンター、衛生センター（休止中）
- 大村市：大村市環境センター
- 東彼杵郡3町：東彼地区保健福祉組合東彼地区環境センター（施設設置場所：東彼

杵町)

(4) 民間の一般廃棄物処理施設

○焼却施設、堆肥化施設等 19 施設（廃棄物処理法第 15 条の 2 の 5 に基づく特例届出 5 施設を含む。）

(5) 漂着ごみ対策

○大村湾沿岸市町等で構成する「大村湾をきれいにする会」において、大村湾内の浮遊ゴミの除去等を実施。

【計画】

- ・市町等が取り組む一般廃棄物の発生抑制・減量化、リサイクル率向上のための施策への協力。
- ・「大村湾をきれいにする会」が実施する浮遊ゴミ除去対策事業への協力。

4.3.2 産業廃棄物対策推進事業

【事業目的】

- ・産業廃棄物処理業者及び廃棄物排出事業者に対し、産業廃棄物の適正な処理について指導を行うとともに、啓発指導を行う。

【現状と課題】

- ・産業廃棄物の保管容量超過やマニフェスト不交付・委託契約不備による産業廃棄物の引渡し・引受行為などの産業廃棄物処理基準に違反する行為が見受けられるため、廃棄物処理法を遵守した適正処理の更なる推進が必要である。
- ・管内は産業廃棄物処理業者が集中している地域でもあり、効率的な監視・指導が必要である。

産業廃棄物処理業者数

○収集運搬業 306 業者（うち積替保管施設有 63 業者）

○処分業 58 業者

特別管理産業廃棄物処理業者数

○収集運搬業 17 業者（うち積替保管施設有 5 業者）

○処分業 1 業者

- ・長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく事前協議を行わずに県外から搬入した産業廃棄物を処理しているケースが見受けられており、同要綱に基づく処理の周知徹底が必要である。

【計画】

- ・廃棄物適正処理推進指導員とともに、産業廃棄物処理業者等への計画的な立入検査等を実施。

年間監視目標数： 約 1,500 件

○懸案箇所監視業務 72 件

○収集運搬業者（積替保管有を中心） 603 件（巡回検査 4～12 回/年）

○中間処理・最終処分業者 838 件（6～12 回/年）

- 廃棄物の適正処理を推進するために、産業廃棄物処理業者を対象とした講習会を実施。
講習会開催回数：1回
- 廃棄物適正処理推進指導員によるパトロールを実施し、不法投棄や違法焼却の不適正処理を是正。
- 特別管理産業廃棄物等の適正処理について、立入調査・指導等を行う。

4.3.3 PCB 廃棄物対策事業

【事業目的】

- PCB の長期保管に伴う紛失や漏洩による環境汚染の防止のため、PCB 廃棄物の保管及び処分・使用状況の報告を受理するとともに、報告書を基に保管状況や使用状況の確認・指導のための立入調査を行う。

【現状と課題】

- PCB 廃棄物の保管事業所 30 事業所
- 高濃度 PCB 廃棄物は、現在使用及び処分することはできないため、新たに発見された場合は継続して適正に保管する必要がある。
- 低濃度 PCB 含有機器は、令和9年3月までに処分するよう期間延長され、期限内に処分する必要がある。使用中の機器等が廃棄物となった場合は、処分するまでの間、適正に保管する必要がある。

【計画】

- 「PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」の受理及び適正保管・期間内処理の指導。
- PCB 廃棄物保管全事業所の立入指導の実施（1回／年）。

4.3.4 リサイクルの推進事業

【事業目的】

- 建設リサイクル法及び自動車リサイクル法に基づき再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正処理の指導を行い、生活環境の保全及び経済の健全な発展に寄与する。

【現状と課題】

（1）建設リサイクル法関係

解体に伴うフロン類放出対策や石綿飛散防止対策に関する周知を行う必要がある。特に、石綿飛散防止対策に関しては、令和3年度の大気汚染防止法改正により必要となった建築物解体前の石綿含有建材調査・報告について周知を行う必要がある。

（2）自動車リサイクル法関係

自動車リサイクルシステムによる適切な処理の推進のため許可業者に立入指導を行う必要がある。

〈自動車リサイクル業者数〉 計 135 業者（延べ数）

引取業：88 業者、フロン回収業：34 業者、解体業：10 業者、破砕業：3 業者

【計画】

- ・建設担当部局と合同で解体現場等のパトロール等を実施。
合同パトロール回数 年 2 回（6月及び 10月頃）
- ・自動車リサイクル業者に対しては、法に基づく立入調査を実施。

4.3.5 不法投棄及び違法焼却対策

【事業目的】

- ・排出事業者等による不法投棄や野焼き行為等の不適正処理に対して指導を行う。

【現状と課題】

- ・廃棄物の不法投棄や野外等での不法な焼却が後を絶たず、また、産業廃棄物処理業者による産業廃棄物の不適正処理が見受けられることから、その防止対策が重要な課題となっている。

令和 6 年度廃棄物不法投棄発見等実績

発見件数（投棄量）：47 件（11.7 m³）

撤去件数（撤去量）：47 件（11.7 m³）

野焼き発見件数（指導件数）：1 件（1 件）

- ・廃棄物適正処理推進指導員を 4 名配備し、計画的に巡回パトロールを行い、廃棄物の不適正処理の未然防止に努めている。

【計画】

- ・廃棄物適正処理推進指導員による不法投棄等防止パトロールを計画的に実施。
- ・6月の環境月間中に関係機関と合同で一斉パトロールを実施。

4.3.6 レジ袋有料化対策

該当なし

4.3.7 市町保健環境連合会活動支援

【事業目的】

- ・ごみの散乱を防止し、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進を図るため、行政機関と民間団体（環境保全活動団体等）が連携・協力し、民間団体が取り組む各種の実践活動や啓発・普及活動等を通じて、地域住民の環境美化意識の向上を図る。

【現状と課題】

- ・市町保健環境連合会が行う活動について、技術的助言等を行う必要がある。

【計画】

- ・必要に応じて、市町保健環境連合会の活動について技術的助言等を実施。

4. 4 環境保全対策

4.4.1 公共用水域及び地下水等の監視

【事業目的】

- 県の公共用水域測定計画に従い、周辺海域及び流入河川、海水浴場などの公共用水域並びに地下水の水質汚濁状況を監視する。

【現状と課題】

- 公共用水域の監視結果については、海域、河川とも概ね環境基準を達成している。
- 令和 6 年度の海水浴場の遊泳前の水質調査では、大崎海水浴場、結の浜マリナーパークともに判定 AA で「適」に分類されている。

【計画】

- 公共用水域の水質調査の実施
 - ①海域：有明海及び橘湾海域 2 地点（年 6 回）
 - ②河川：有明海及び橘湾流入河川 1 地点（年 6 回）
大村湾流入河川 7 河川 8 地点（年 6 回）
- 海水浴場水質調査の実施 2 地点（諫早市内 1 地点、川棚町内 1 地点）（遊泳前及び遊泳中、各 1 回）
- 地下水水質調査の実施 4 地点（諫早市内 1 地点、大村市内 3 地点）（9 月頃、年 1 回）

4.4.2 大気汚染防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】

- 大気汚染防止法に基づき、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、水銀、揮発性有機化合物、粉じん及び特定粉じん（石綿）の排出等を監視・指導することで、生活環境を保全する。

【現状と課題】

- 管内には、法に基づくばい煙発生施設を設置する事業場が 151 事業場、一般粉塵発生施設を設置する事業場が 43 事業場、特定粉塵発生施設を設置する事業場が 2 事業場、揮発性有機化合物排出施設を設置する事業場が 3 事業場の合計 199 事業場が立地している。
- 大気汚染防止法が改正され、石綿を含む建築物の解体等において、解体前に石綿含有建材調査を行い、その結果を報告することが必要となり、事業者に対し周知及び現場への立入調査を行っている。

【計画】

- ばい煙発生施設・水銀排出施設・粉じん発生施設・揮発性有機化合物排出施設への立入検査を実施。
- 石綿（レベル 1、レベル 2）含有の解体等工事について、立入検査を実施。

4.4.3 水質汚濁防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】

- ・水質汚濁防止法及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき、工場及び事業場からの排水を監視・指導することで、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止、生活環境の保全を図る。

【現状と課題】

- ・管内には、水質汚濁防止法に定める特定事業場及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく排水基準適用事業場が合計 139 事業場立地しているが、排水処理施設の維持管理不足等から基準を超過した排水を排出する事業者が見られる。また、有害物質排出事業場が 46 事業場、有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場が 9 事業場立地している。

〔管内の法に基づく特定事業場及び条例に基づく指定施設〕

特定事業場総数：1,331 事業場（うち、排水基準適用 99 施設）

指定施設総数：537 施設（うち、排水基準適用 40 施設）

- ・平成 24 年度の水質汚濁防止法改正により、有害物質貯蔵指定施設については届出が必要となっており、有害物質使用特定施設と共に構造基準の遵守が義務付けられている。

【計画】

- ・「水質汚濁防止法に係る事務処理要領」（改定：令和 6 年度）に基づき、排水基準が適用される事業場等に対し、計画的に立入調査（排水検査を含む）を実施。

4.4.4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視指導

【事業目的】

- ・ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、必要な監視・指導を行い、県民の健康保護を図る。

【現状と課題】

- ・管内には、大気基準適用施設が 34 施設、水質基準適用施設が 5 施設設置されている。

【計画】

- ・法に基づく特定施設を設置する事業場に対し立入検査を行うとともに、届出及び自主測定検査の報告について指導。

4.4.5 環境教育関係業務

【事業目的】

- ・各市町と連携して環境教育の普及促進に努める。

【現状と課題】

- ・環境アドバイザー制度による普及啓発を行っている（市町より県民生活環境課へ進達）。
- ・大村湾流域で開催される水生生物調査に協力している。

【計画】

- ・管内市町からの要請を受けた小学生等を対象とした水生生物調査への参画。
- ・環境アドバイザー制度の周知。

4.4.6 公害苦情対応

【事業目的】

- ・典型7公害（環境基本法に定める「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」及び「悪臭」をいう。）の苦情等について、発生原因を究明・排除し、地域の生活環境の保全を図る。

【現状と課題】

- ・県央地区は、工場、事業場等が集中している地域でもあり、油流出や排水処理施設の悪臭などの苦情が寄せられることが多い。また、春先や秋頃には、鶏舎や豚舎でのハエの発生や悪臭の苦情が寄せられている。
- ・「騒音」、「振動」、「悪臭」は市町村の自治事務であるが、苦情があった際は、市町と連携して対応している。また、鶏舎や豚舎への対応は、県・市町農林部局と合同で対応している。

【計画】

- ・当該苦情への迅速な初期対応と地域住民への真摯な対応を行う。

4.4.7 地球温暖化防止対策

【事業目的】

- ・温室効果ガス削減目標達成に向け、地球温暖化防止対策への取り組みを推進する。
- ・オゾン層の保護及び地球温暖化の防止のため、フロン類充填回収業者への立入検査や管理者への啓発活動等を通してフロン類の大気中への排出を抑制する。

【現状と課題】

- ・長崎県の地球温暖化防止活動推進員は、県央地区において12名が県からの委嘱を受け、2年間の任期で活動を行っている。
- ・特定フロンの規制として使用されてきた代替フロンは温室効果が高い。また、フロンの製造から廃棄に至るまでの各段階に応じた排出対策が必要であり、充填の適正化やユーザーによる業務用機器の冷媒適正管理が重要となる。

第一種フロン類充填回収業者：42業者（県央管内に事業所がある業者数）

【計画】

- ・長崎県地球温暖化防止活動推進員の資質向上を図るための各種研修会等への参画。
- ・市地球温暖化防止対策協議会に参画し、会が実施する活動を支援。
- ・フロン類の充填回収業者や管理者及び事業者に対する立入検査、指導・助言を継続して実施。

4.4.8 大気汚染情報（注意報等）の発信

【事業目的】

- 光化学オキシダント及び PM2.5 により大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある事態が発生したとき、その事態を県民に周知させることにより、健康被害の発生を防止する。

【現状と課題】

- 管内において光化学オキシダント、PM2.5 とも令和 6 年度は注意報等の発令はなかったが、健康被害発生防止のため、発令後は速やかな県民への周知が必要である。

（１）光化学オキシダント対策

- 県央地区では、諫早局、大村局又は川棚局において、午前9時から午後6時までの間に1時間値が0.12ppm以上となり、かつ気象条件から判断して、この汚染状態が継続すると認められる場合に注意報が発令される。
- 注意報発令後午後8時までの間に、1時間値が0.12ppm未満である状態が2時間継続した場合は解除される。0.12ppm以上の状態が継続している場合は、翌日の午前9時まで解除されない。翌日の9時の時点において、1時間値が0.12ppm未満の状態が2時間以上継続している時は、午前9時をもって解除される。

（２）PM2.5（微小粒子状物質）対策

- 以下の場合に注意喚起を行う
 - ①午前5時から7時までの3時間の平均値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合。
 - ②午前5時から12時までの8時間の平均値が80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合。
- ※注意喚起対象区域に複数の測定局がある場合は、1測定局でも上記の平均値を超過した時は注意喚起を行う。
 - （上記①②に該当しない場合であっても、日中の濃度上昇によりPM2.5 濃度の日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を明らかに越えると予想される場合には、関係市町と協議のうえ、注意喚起を行う。（午後2時から午後6時の各時間帯で判断）
- 注意喚起をする区域は、県北、県央、県南、五島、杵岐及び対馬の6地区に分けられており、県央地区では、長崎市、諫早市、大村市、西海市（平島、江ノ島を除く）、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町内の測定局で上記の平均値を超過した時は注意喚起が行われる。
- 翌日午前0時をもって注意喚起の情報は自動解除とする。

【計画】

- 諫早局、大村局又は川棚局において、光化学オキシダントの1時間値が0.12ppm以上となった場合は、県地域環境課から3郡市医師会及び管内32病院にFAXにより情報提供が行われるので、保健所職員は各種問い合わせへの対応等を行う。
- PM2.5 についても、県央地区において注意喚起を行う場合は、県地域環境課から3郡市医師会及び管内32病院にFAXにより情報提供が行われるので、保健所職員は各種問い合わせへの対応等を行う。

4.4.9 未来環境条例指定地区巡回指導

該当なし

4.4.10 環境放射線監視

該当なし

4. 5 動物愛護対策

【事業目的】

- ・「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づいて、人と動物が共生できる社会作りを目指す。

【現状と課題】

- ・犬や猫が家族の一員として愛される一方で、飼い主の都合により行政に引き取られる動物も多い。
- ・犬や猫の不適切な飼養による近隣トラブルも後を絶たない。
- ・野良猫の引き取りは減少傾向にあるが、依然として引き取り依頼が多い。

【計画】

- ・県民参加と協働を目的とする長崎県動物愛護推進協議会県央支部を積極的に活用し、動物愛護と適正飼養の普及啓発を積極的に推進する。
- ・引取り、譲渡時に終生飼養及び繁殖制限措置についての指導助言を実施し、犬・猫の引取頭数の抑制を図る。
- ・動物取扱業及び特定動物について登録施設及び許可施設の効果的な監視指導を実施し、動物取扱責任者の講習会を開催する。
- ・地域猫活動推進事業を実施し、引取頭数の抑制を図る。
- ・譲渡可能な犬猫の譲渡会を実施する。
- ・動物管理所において避妊去勢手術を実施する。

4. 6 狂犬病予防対策

【事業目的】

- ・「狂犬病予防法」に基づき、違反犬の捕獲抑留及び飼い犬への狂犬病予防注射の推進を図り、狂犬病の発生、流行を予防する。

【現状と課題】

- ・放浪徘徊する違反犬について、多くの捕獲依頼が寄せられる。
- ・狂犬病予防注射の実施率は横ばい状態が続いている。

【計画】

- ・各市町の協力のもと、飼い主に対し違反犬の指導を実施し、同時に違反犬の捕獲の徹底を図る。
- ・市町に対し、飼い犬登録及び狂犬病予防注射の接種率向上の取組み強化を指導する。

4. 7 乳肉衛生対策

4.7.1 食鳥処理場の衛生確保

【事業目的】

- ・「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の規定に基づき、食鳥処理の事業所について監視指導を行い、食鳥肉等に起因する衛生上の危害発生の防止を図る。

【現状と課題】

- ・鶏肉を原因とするカンピロバクター食中毒は食中毒発生要因の上位にあり、カンピロバクター食中毒対策として食鳥処理場のさらなる衛生向上が望まれる。

【計画】

- ・食鳥処理場の監視を行い、食鳥、食鳥とたい又は食鳥肉の衛生的取扱い及び従事者の衛生基準遵守について確認、指導を実施する。

4.7.2 化製場等の衛生確保

【事業目的】

- ・獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料とする皮革、油脂、にかわ、肥料等の製造における衛生管理の監視指導を行う。

【現状と課題】

- ・適正な臭気対策がなされない場合、化製場からの臭気は苦情発生要因となる可能性がある。

【計画】

- ・化製場等施設の内外の衛生管理及び汚物の適正処理、昆虫の発生の防止及び駆除の徹底、臭気対策等の衛生基準の遵守状況の確認、指導を実施する。

5. 医事及び薬事に関する事項

5. 1 適正医療確保

5.1.1 医療機関立入検査

【事業目的】

- ・医療法では、20床以上の病床を持つ医療機関を病院、無床から19床以下の病床を持つ医療機関を診療所と規定している。医療法第25条第1項の規定に基づき、病院に対しては国が示す要綱及び長崎県病院立入検査実施要領により立入検査を毎年1回、診療所（歯科を含む）に対しては県が示した要領により医療調査を3年～5年に1回実施し、医療施設における医療の安全を確保する。

【現状と課題】

- ・平成19年の医療法改正で医療安全管理が強化された。診療所調査・病院立入検査において、医療安全に関する具体的な取り組みの指導を行っているが、各種指針の策定と定期的な改定の未実施、定期的な院内研修の未実施が見られるので、今後も医療安全に関する意識の醸成を図る必要がある。
- ・「医療広告ガイドライン」の改正施行（H30.6.1）に伴い、ネット上の違反広告についても指導する必要がある。

【計画】

- ・病院に対する年1回の病院立入検査の実施（9月から開始、32施設）。
- ・診療所に対する3～5年に1回の医療調査の実施（5月から開始）。
（有床診療所に対しては3年に1回）
- ・改善事項等を文書で指導通知する。

5.1.2 医療施設・施術所施設・衛生検査所の開設届、変更届等の申請事務

【事業目的】

関係法令に基づいた手続きの遵守。

【現状と課題】

- ・申請及び届出に必要な様式や関係通知については、県ホームページで取得できるが、日常的に行う手続きではないので、その都度指導助言を行っている。
- ・窓口対応がスムーズに行えるように変更届について「記入例」を作成している。

【計画】

- ・申請事務をとおして、医療施設・施術施設・衛生検査所の適切な運営を指導する。
- ・窓口対応がスムーズに行えるような「記入例」を作成し活用する。

5.1.3 指定医療機関指定申請事務

【事業目的】

関係法令に基づいた手続きの遵守。

【現状と課題】

- ・申請及び届出を迅速かつ正確に受理・確認・進達するため、医療法に基づく手続き状況の確認を行い、医療安全の確保に努めている。

【計画】

- ・文書件名簿・進達方法についての見直しを行い、迅速かつ正確に受理・進達する。

5.1.4 免許申請事務（医療従事者・栄養士・調理師）

【事業目的】

- ・関係法令に基づいた手続きの遵守。

【現状と課題】

- ・申請及び届出を迅速かつ正確に受理・進達するため、データの電子化による効率化を図っている。

【計画】

- ・申請届出を迅速かつ正確に受理・進達する。

5.1.5 医療安全相談センター

【事業目的】

- ・地域医療安全相談センターを保健所内に設置し、相談員が患者・家族からの医療に関する苦情、心配事等、相談を中立的な立場で聞き、助言や必要に応じた医療機関への指導等を行うことで、医療の安全と信頼を高める。

【現状と課題】

- ・医療相談には、医療に関する幅広い知識、適切な対応が必要であり、医療相談に従事する者の対応技術等を高める必要がある。
- ・多種多様な相談に適切に対応するため、医療等関係機関代表者による地域医療安全相談センター連絡調整会議を開催し、必要に応じてケース検討や相談傾向の分析・相談員の対応について、協議・検討を行っている。
- ・医療機関における医療安全への取組は、医療の進歩とともに日々変化しているため、定期的な情報提供等が不可欠である。
- ・医療安全相談センターの役割等について、県民に適切に周知する必要がある。

【計画】

- ・地域医療安全相談センター連絡調整会議を開催。（年1回程度）
- ・医療安全に関する研修会を開催。（年1回程度）
- ・市町の広報誌やHPに医療安全相談センターについて掲載を依頼する。

5. 2 医薬品等安全対策

5.2.1 医薬品医療機器等法に基づく監視指導

【事業目的】

- 医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品の有効性、安全性の確保を図るため、製造販売業者、製造業者、販売業者等に対し、施設の構造設備、管理状況等について監視指導を実施するとともに、医薬品等の適正使用について県民へ周知する。

【現状と課題】

- 薬局、医薬品販売業者等に対し、法令遵守等について監視指導が必要である。
- 令和5年4月1日に改正された「濫用等のおそれのある医薬品」の範囲について、薬局等に周知を行う。
- 令和5年4月1日から薬局の管理者が遵守すべき事項として追加された「薬局におけるサイバーセキュリティの確保のための必要な措置」について、薬局に周知を行う。

【計画】

- 医薬品等一斉監視指導、医療機器等一斉監視指導及び許可更新時調査を利用して、効果的かつ効率的に監視指導を行う。
- 医薬品医療機器等法の改正事項については、監視時に周知するとともに必要に応じて説明会等を通じ周知を行う。
- 「薬と健康の週間」等の行事を通じて、医薬品等の適正使用、医薬分業、ジェネリック医薬品の普及等について啓発を行う。

5.2.2 毒物及び劇物取締法に基づく監視指導

【事業目的】

- 毒物劇物による事故等を防ぐため、毒物劇物営業者等に対し、講習会の実施や施設の構造設備、管理状況について監視指導を実施する。

【現状と課題】

- 毒物劇物営業者等に対し法令遵守等について監視指導を行う必要がある。

【計画】

- 「農薬危害防止運動」期間、「医薬品等一斉監視指導」期間を中心に、毒物劇物の管理状況や譲渡手続き等について、販売業者に対する監視指導を行う。
- 「農薬危害防止運動」期間を中心に、講習会等を通して農薬用品目の適切な取扱いや販売について指導を行う。

5.2.3 麻薬及び向精神薬取締法等に基づく監視指導（不正けし及び大麻を含む）

【事業目的】

- 麻薬等に起因する事故等を防止するため、麻薬・向精神薬・覚醒剤原料取扱施設に対し、保管、管理等の適正な取扱いについて監視指導を実施する。

【現状と課題】

- ・令和 2 年 4 月 1 日施行の覚醒剤取締法の改正事項について、今後も引き続き、薬局、医療機関等に周知する必要がある。
- ・麻薬、向精神薬・覚醒剤原料取扱施設に対し、法令遵守及び適正使用について監視指導及び周知を図る必要がある。

【計画】

- ・麻薬・向精神薬・覚醒剤原料の取扱いについて、講習会等を開催し、より一層の周知徹底を図る。
- ・医療監視等の機会を利用し、効果的かつ効率的な監視指導を行う。

5.2.4 薬物乱用を根絶する地域社会づくり（けしの撲滅を含む）

【事業目的】

- ・関係機関の協賛を得て、キャンペーン、地域での啓発活動等を行い、麻薬、覚醒剤等による薬物乱用を防止するための社会環境づくりを推進する。
- ・不正栽培と自生している大麻やけしを撲滅するため、これらの発見、除去と大麻やけしに関する正しい知識の普及のための広報啓発を行い、拡大防止に努める。

【現状と課題】

- ・関係協力団体及び薬物乱用防止指導員の協力を得て、キャンペーン、地域での啓発活動、薬物乱用防止教室への参画等実施している。
- ・覚醒剤事犯に加え、中毒性が低いという誤った認識で大麻を乱用する者が増加傾向にあるため、関係団体、薬物乱用防止指導員と連携を図り、薬物乱用防止の啓発活動を推進していく必要がある。
- ・大麻は発見されていないが、自生けしが各地で生えている状況である。

【計画】

- ・県央保健所地区薬物乱用防止指導員協議会役員会を開催する。
- ・関係協力団体及び薬物乱用防止指導員と連携して啓発活動を行う。
- ・自生けし等の早期発見について、周知および除去を行い拡大防止に努める。
また、発見した土地の管理者等には今後の管理を徹底するよう指導する。

5.2.5 献血推進

【事業目的】

- ・輸血用血液製剤を献血により確保するため、献血の推進や啓発活動を行う。

【現状と課題】

- ・市町、血液センターと協力しながら、献血推進会議等による情報交換を図り、目標を達成している。しかしながら、若年層の献血人口が減少していることもあり、今後も、若年層を中心に献血の必要性等について啓発活動を継続する必要がある。

【計画】

- 市町、血液センターと協力しながら、献血推進会議等により情報交換を図る。
- 若年層を中心に献血の必要性等について啓発活動に務める。

6. 保健師に関する事項

6. 1 保健師に関すること

- 平成 30 年度から地区担当制を導入し、地域保健課内及び市町との連携の上、事業を進めている。

7. 公共医療事業の向上及び増進に関する事項

7. 1 地域（保健）医療関係

該当なし

8. 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項

8. 1 母子保健福祉対策

8.1.1 健やか親子21推進事業

8.1.1.1 母子保健医療推進事業

【事業目的】

- ・母子保健の課題を把握し、事業の効果的な実施及び母子保健対策のあり方について関係者と協議を行い、地域の支援体制整備を図る。

【現状と課題】

- ・県央地域母子保健推進協議会は、市町の健診や部会などへの参画を通し、実態把握を行い、地域の現状や課題を整理し母子保健業務連絡会と連動させ、協議内容を検討する必要がある。
- ・医療的ケア児支援、発達障害児支援に関して、市町や保健所だけではなく、県レベルでの対応が必要な課題も多く、県子ども家庭課や障害福祉課との連携が必要である。また、より実態に沿った協議を行うためには、今後、市町単位での協議が適切と考えるため、協議会のあり方についても検討を進めていく必要がある。
- ・母子保健の現状や求められる役割について、保健所として広域的な視点で課題を挙げ、市町母子保健担当者間で有意義な協議を行う必要がある。
- ・母子保健を取り巻く状況の変化に応じて、国や県の動向を確認し、市町の意見を反映させる形でテーマの選定や研修会を開催する。
- ・市町の自立支援協議会子ども部会や医ケア児部会への参画を通し、他市町の取組状況等情報提供していく必要がある。
- ・母子保健のワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター」の全国展開が進められており、令和3年度には管内市町に設置済み。児童福祉法の改正により、令和6年4月から「子ども家庭センター」の設置が努力義務化されている。管内では、諫早市、大村市、東彼杵町、波佐見町が設置済み。

【計画】

- ・県央地域母子保健推進協議会の開催 年1回
- ・管内母子保健業務連絡会の開催 年1回
- ・母子保健従事者研修会 年1回
- ・管内市町の自立支援協議会部会への参画（子ども部会、医ケア児部会）

8.1.1.2 発達障害児支援体制整備事業

【事業目的】

- ・発達障害児の早期発見・療育支援、環境調整等を行うために、関係機関が連携しながら児の不応や二次障害を予防し、有効な支援方法の開発を行い、発達段階に応じた発達障害児の支援体制の整備を図る。

【現状と課題】

- ・ 県央保健所では保育士・幼稚園教諭等を対象に平成20年度からティーチャー・トレーニング（以下、TT）実践講座、平成22年度からインストラクター養成講座を実施し、ペアレント・トレーニング技法の波及を図ってきた。平成25年度からは更なる波及を目指し、各関係団体でTTを実施・継続していけるよう指導者育成を進め、平成30年度からはTTの指導者の技術向上を図るためスキルアップ講座を開催し、令和2年で終了した。管内の人材は一定の確保ができていたため保健所主催のTTは終了しているが、各実施団体の開催状況の確認を行い、必要時フォローを行っていく必要がある。
- ・ 地域の関係者及び一般住民に対する普及啓発として、R2年度及びR6年度は発達支援に係るテーマを設定し研修会を開催した。今後も発達障害啓発週間や保健所が関わる会議、イベント等の機会をとらえて周知を行っていく必要がある。
- ・ ペアレントメンターの周知・活用については、メンターの存在を住民や関係機関へ周知するための方法を検討する必要がある。

【計画】

- ・ T・Tの地域定着支援：実施団体の運営・実施状況を確認し、必要時支援
- ・ 普及啓発（発達障害啓発週間 4/2～4/8）
- ・ ペアレントメンターの周知、活用

8.1.1.3 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

【事業目的】

- ・ 心身に障害を持つ児童や、慢性疾患等により長期療養が必要な児童とその家族に対し、日常生活についての相談対応を行い地域の実態把握及び地域課題の整理を行う。

【現状と課題】

- ・ H27年1月から小児慢性特定疾病治療研究事業の制度改正があり、新たに対象疾患の拡大や児童等の自立支援事業が位置付けられた。当所では、在宅療養児の支援として、申請時面接及び所内支援区分会議により支援方針を協議・決定し、電話、面接及び訪問により相談対応を行っており、個々の状態に合わせ、継続支援が必要と判断した事例については、市町へ繋ぐ等適切な相談先への繋ぎを行っていく必要がある。
- ・ H27年度から県央地域難病患者在宅医療支援検討会を開催し、医療的ケア児及び難病患者の災害時支援等について検討を行っており、電源確保や避難場所の環境整備、関係機関間の連携体制等の課題解決に向け、市町等関係機関と協議を行う必要がある。
- ・ 県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、みさかえの園が委託を受け R5年11月1日から自立支援員を専任で配置しており、今後も所内ケース検討会議や小児慢性特定疾病児童等の家庭訪問等を通じて自立支援員との情報共有、連携強化を図る必要がある。

【計画】

- ・ 個別支援
- ・ 支援体制整備
- ・ 難病患者等在宅医療支援検討会（健康対策班と共同開催） 年1回

8.1.2 健やか親子サポート事業

8.1.2.1 思春期保健対策事業

【事業目的】

- 思春期の健全な母性・父性の育成並びに妊娠、出産、子育て等各ライフステージにおいて適切な自己管理ができるように健康教育を実施し、身近な保健所として気軽に相談できる体制を確立するとともに、近年増加している不妊の課題にも対応するための体制をつくる。

【現状と課題】

- 各年代における思春期健康教育については、①小学生：保健所出前講座は R2 年度を最終とし、以降は健康教育媒体の提供、教材の貸出紹介②中学生：基本的な性に関する教育は学校の教育課程の中で実施し、性感染症等の専門分野については、方針を検討して対応。③高校生：予期せぬ妊娠、人工妊娠中絶にテーマを絞り、社会に出る前の高校生を対象に健康教育を実施してきた。
- R3 成育基本法にて「プレコンセプションケア」に対する体制整備を図るとされ、R4 年度には管内各学校にアンケート調査を実施し、プレコンセプションケアをテーマとした出前講座や指導者向け研修会を実施した。今後は養護部会と連携を図るとともに、感染症プレコンセプションケア等指導要領に記載されていない専門性の高い内容については、必要に応じて、保健所等からの出前講座を引き続き検討していく必要がある。
- 保健所のホームページの更新や SNS による情報発信、研修会の開催等、プレコンセプションケアの周知啓発に向けた積極的な取り組みを検討する必要がある。
- 保健所にある教材貸出については、貸出先の団体が考える性教育の内容にあった教材の提供を行う必要がある。

【計画】

- 思春期健康教育の実施及び教材貸出（必要時）
- 母子保健従事者研修会の開催

8.1.2.2 児童虐待防止・DV 防止推進事業

【事業目的】

- 市町を中心とした児童待・DV 防止対策を支援する。

【現状と課題】

- 各市町で要保護児童対策地域協議会が設置開催されており、保健所からは委員（構成員）として参画している。連携を担う一機関として、今後も参加継続する必要がある。
- 虐待事例やDV相談は、市町又は長崎こども・女性・障害者支援センター（児童相談所、女性支援課）へ通報、相談する体制が整っているが、保健所も母子保健を担う一機関として、今後も必要に応じて市町や長崎こども・女性・障害者支援センター、こども家庭センター（子育て世代包括支援センター）等と連携協力していく必要がある。
- 管内市町の、虐待リスクのスクリーニングとハイリスク者への支援システムの状況、福祉部門とこども部門の連携状況を確認していく必要がある。

【計画】

- ・市町要保護児童地域対策協議会等への参画
- ・訪問指導・健康相談・事例検討等の実施（随時）

8.1.2.3 性と健康の相談センター事業

【事業目的】

- ・思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談者（不妊相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症などの対応を含む）に対して相談及び情報提供を行う。

【現状と課題】

- ・特定不妊治療助成事業は令和4年度末で廃止となり、令和5年10月から不妊治療の先進医療にかかる費用に関して県の助成制度が開始され、申請窓口が県こども家庭課に一本化された。それに伴い、不妊専門相談支援センターは「性と健康の相談センター事業」に名称が変更された。今後は男女問わず性や妊娠出産に関する健康支援を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目ない支援を行う必要がある。
- ・特定不妊治療費助成事業に関する相談の多くが申請や助成制度に関する問い合わせであるが、不妊治療はストレスが大きく、来所や電話の目的は申請であっても治療の悩みや不安を語られるケースもある。また、件数は多くないものの、治療の内容や医療機関についての相談もあるため、プライバシーに配慮した対応や担当者のスキルアップが必要である。
- ・助成制度の申請を始め、不妊治療に関する相談窓口として対応するために、こども家庭課との情報共有、国や県の動向を随時把握するとともに広く情報を収集し、相談対応スキルの向上を図る必要がある。

【計画】

- ・性と健康に関する相談対応（随時）
- ・研修会等への参加

8.1.3 小児慢性特定疾病医療費助成制度

【事業目的】

- ・小児慢性特定疾病療養を必要とする児童の健全な育成を図るとともに、適正な医療費助成を行う。

【現状と課題】

- ・平成27年1月から小児慢性特定疾病治療研究事業の制度改正があり、新たに対象疾病の拡大や児童等の自立支援事業が位置付けられた。令和4年5月から全国の指定小児慢性特定疾病医療機関において行われる医療が助成対象となった。（令和7年4月1日現在 801 疾病）
令和6年度の新規申請件数は41件、変更申請等49件、更新290件。受給者数は、令和3年度をピークに減少傾向で新規申請者数はほぼ横ばいである。小児慢性特定疾病に関する相談件数は、833件（来所289件、電話544件）である。県への進達や受給者への発送等、事務処理方法の整理や発送時の確認を徹底し、適正な申請事務処

理の継続が必要である。また、新規申請者には、サポートブックを使用し、申請者に対し、地域のサービス等の情報提供が必要である。

【計画】

- 申請に関する相談対応
- 適正な申請事務処理
- サポートブックを使用した情報提供

8. 2 医療的ケア児支援

【事業目的】

- 医療的ケア児及びその家族が、地域で適切な支援を受け、安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携を図る。

【現状と課題】

- R3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立。医療的ケア児を取り巻く課題は多く、小児慢性特定疾病児等、把握している対象者を中心に、個別支援計画策定や避難訓練に係る支援など通じ市町支援を実施しているが、市町により医療的ケア児支援の認識や取り組みに差があることから、情報提供等を行いながら市町に応じた支援を行う必要がある。
- R4年8月長崎県医療的ケア児等支援センターが開設され、県内の医療的ケア児等の支援に係る取り組みが行われているため、センターと連携した支援の充実を図る必要がある。
- 管内各市町自立支援協議会こども部会が設置され、諫早市と大村市は、こども部会と別に「医療的ケア児」に関する部会も設置されている。部会に参画し、実態把握、課題の整理を行うとともに必要に応じて他市町の取組状況等の情報提供を行い、管内の支援体制整備を図る必要がある。
- 保健所では、H27年度から県央地域難病患者等在宅医療支援検討会を開催し、医療的ケア児及び難病患者における災害時支援等について検討を行っている。管内母子保健従事者連絡会や県央地域母子保健推進協議会においても情報共有や検討を行い、医療的ケア児の支援体制整備について、管内市町の母子保健担当部署とも連携が図れるよう体制を整備する必要がある。

【計画】

- 医療的ケア児の災害時支援に関する市町支援
- 管内市町自立支援協議会こども部会等への参画と各種会議での課題提言による支援体制整備

8.3 介護予防対策

8.3.1 自立支援型サービス推進事業

【事業目的】

- ・高齢者が状態に応じた維持改善を図り、介護予防のセルフマネジメントを行うことが出来るように、適切な自立支援型のサービスにつなぐ体制及び専門職の活用推進など総合事業の充実等、市町の実情に合わせた取組支援を行う。

【現状と課題】

- ・平成17年の介護保険法改正（平成18年施行）において、できる限り要介護状態等にならない又は重度化しないよう、「介護予防」をより重視したシステムを確立する観点から、予防給付の見直しや地域支援事業の創設が行われた。
その後、平成26年改正にて、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等）と併せ、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が開始された。
平成26年改正における新しい介護予防・日常生活支援総合事業では、介護予防事業（一次予防事業及び二次予防事業）や予防給付の介護予防通所介護と介護予防訪問介護が廃止・再編され、「介護予防・生活支援サービス事業」として、従前相当の介護予防通所介護・訪問介護とともに、多様なサービスが位置づけられ、ポピュレーションアプローチの考え方も踏まえた「一般介護予防事業」が創設された。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業については、平成29年4月より県内すべての市町において取組まれている。
- ・これからの介護予防については、機能回復訓練などの高齢者本人への支援だけでなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくり等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスの取れた支援が必要である。そこで地域の状況に合った介護予防の充実を図るために、各生活圏域においてリハビリテーション専門職等と連携した自立支援に資する取組を推進していくことが重要である。

【計画】

- ・各市町における地域支援事業の取組状況を踏まえ、市町の課題に応じた支援を実施
- ・地域リハビリテーション連絡協議会の開催 1回
- ・地域リハビリテーション広域支援センターと協働し、各市町・地域包括支援センターを身近な医療機関等が支援する「地域密着型リハビリテーション支援体制」について地域の実情に応じて検討し、地域リハビリテーション支援体制の構築を図る。

9. 歯科保健に関する事項

9. 1 歯科保健対策

9.1.1 長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業

【事業目的】

- ・県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

【現状と課題】

- ・管内のむし歯有病者率は、経年的に見ると改善傾向にあるが、令和 5 年度は、1 歳 6 か月児は管内すべての市町が県平均（0.95%）より高い状態である。（諫早市 1.07%、大村市 1.03%、東彼杵町 2.38%、川棚町 1.54%、波佐見町 0.98%） 3 歳児では、東彼杵町（20.00%）、川棚町（14.08%）、大村市（12.4%）が県平均（12.02%）より高い状態である。
また、12 歳児のむし歯有病者率は、県平均（28.64%）と比較すると諫早市（40.59%）、川棚町（39.81%）が高い。
- ・むし歯有病者率が高い原因として、家庭での食・生活環境、一人で多数のむし歯を持つ児がいることが影響していると考えられるため、原因分析及び対策が必要である。
- ・管内市町では成人歯科検診を実施しているが、いずれも受診率が低い。令和 6 年度から健康増進事業の歯周疾患検診の対象者に 20 歳、30 歳が追加された。
- ・令和 6 年度に障害児・者が歯科診療を受けやすい環境づくり、歯科医療機関の連携強化のためを図るため、障害児・者歯科診療医療機関情報一覧、健康調査票を作成した。周知と活用が課題である。

【計画】

- ・県央地域歯科保健推進協議会の開催（1 回）
- ・障害児・者歯科診療医療機関情報一覧や健康調査票の周知、活用方法の検討を行う。

9.1.2 障害者巡回歯科診療事業

【事業目的】

- ・障害児（者）の歯科医療体制を確保し、地域歯科医療での高次機能を補完する。

【現状と課題】

- ・歯科医院への移送が困難な入所者の健診や受診が可能であり、障害者入所施設で需要がある。

【計画】

- ・障害者巡回歯科診療を 5 月、11 月に川棚町、7 月に諫早市で実施。

9.1.3 フッ化物洗口推進事業

【事業目的】

- 子どもを取り巻く環境に影響されることなく継続的にむし歯予防ができるフッ化物洗口を普及させ、子どものむし歯を減少させる。

【現状と課題】

- 保育所・幼稚園・小学校への補助事業（H26～H30 年度）、中学校への補助事業（H30～R2）は終了したが、各市町で事業を継続し、実施施設及び実施者率の向上に向けて取り組んでいる。
- R6 年度実施率は小学校・中学校は 100%であるが、幼稚園・保育園は 76.6%で県平均（81.6%）より低い状態である。実施者率や効果的な実施となっているか検討する必要がある。

【計画】

- 管内市町フッ化物推進協議会への参加（東彼杵町、波佐見町）
- 県央地域歯科保健推進協議会での情報共有・協議
- 長崎県口腔保健支援センターによる技術支援の効果的な活用

10. 精神保健に関する事項

10.1 精神保健福祉対策

10.1.1 適正な精神医療の確保

【事業目的】

- 精神障害者の人権に配慮した適切な医療の確保を図り、療養環境の向上を促進する。
- 危機介入時に関わらず関係機関と連携し、人権に配慮した適切な対応により、治療中断や未治療者等へ必要な医療を提供する支援体制を整える。
- 措置入院時等、退院後の支援体制の構築を図る。

【現状と課題】

- 管内精神科病院は11病院あり、精神科病院実地指導における指導により処遇面の改善は進んでいるが、引き続き療養環境の向上を図る必要がある。
- 医療保護入院届や措置入院者の定期病状報告書等の提出書類の確認を行い、入院患者の適正な処遇や社会復帰に向けた取組等、必要に応じた指導を行い、引き続き、適正な医療の確保を図る必要がある。
- 精神保健福祉事業や圏域の課題について、関係機関の連携は必要不可欠であることから関係機関で協議し、共通認識を深め連携体制の構築に向けた取り組みが必要である。
- 精神障害者で在宅支援が困難なケースの場合、保健所だけで支えることは難しく、地域の関係機関の理解、協力のもと連携した対応を実施している。
- 平成17年7月に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が施行され、保護観察所において対象となる当事者に一貫して関与することで、処遇のコーディネートが行われている。今後も保護観察所と連携し、医療観察法対象者の退院前カンファレンスへの参画や地域処遇へ移行後も地域生活の維持・充実が図れるよう、関係者と連携した支援を行う必要がある。
- 平成30年3月に国から「措置入院の運用に関するガイドライン」及び「措置入院者の退院後支援ガイドライン」が示され、当県においても「長崎県措置入院者退院後支援の手引き」が作成され、令和2年4月から運用を開始した。精神障害者が退院後に、どこの地域で生活をして、医療、福祉、介護、就労支援等包括的な支援を継続的にかつ確実に受けられるようにする体制整備が必要である。

【計画】

- 入院患者の人権に配慮した適正な医療の推進
 - (1) 適正かつ迅速な精神科病院実地指導の実施（年1回）
 - (2) 医療保護入院等に係る提出書類の確認及び指導（随時）
- 県央保健所地域精神保健医療福祉協議会の開催（年1回）。
- 関係機関と連携した体制づくり
 - (1) 警察署連絡会（年1回）
 - (2) 措置入院者へ入院中からの関わりによる退院後支援の強化（随時）
 - (3) 長崎保護観察所と連携した支援（随時）
 - (4) 他機関主催の会議への参加（随時）

10.1.2 精神保健福祉相談事業

【事業目的】

- 精神疾患の早期発見及び適正医療の促進を図る。
- 本人・家族や関係者が精神疾患について正しく理解し、安心して適切な対応が出来るようにする。

【現状と課題】

- 令和6年度の相談延件数は、電話相談が500件、来所相談が77件である。
- 相談内容は、社会復帰、アルコール・ギャンブル等の依存症、受療支援、ひきこもり、家庭内暴力、発達障害等相談内容の割合が多い。
- 精神保健福祉専門相談（精神科嘱託医師による相談）は、患者、家族だけでなく市町や関係機関からも相談もあるため、嘱託医からの医療の見立てや対応、適正な医療への繋ぎ等、適切な助言は、職員の質の向上にも繋がることから、今後も積極的な活用を図る必要がある。
- 精神保健福祉法改正（令和6年4月1日施行）にて、精神保健に関する市町の相談支援体制整備が求められているため、体制整備の推進に向けた市町への支援が必要である。

【計画】

- 精神保健福祉相談（職員による電話・来所相談、訪問）の実施
- 精神保健福祉専門相談（精神科嘱託医師による専門相談）の実施
- 精神保健福祉法改正に伴う市町相談体制に関する支援（管内市町への聞き取り）

10.1.3 精神障害者社会参加促進事業

【事業目的】

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、市町や関係機関等と協力して「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム）」の構築を推進する。

【現状と課題】

- 管内全体の精神科病院入院患者数は年々減少傾向にあるが、入院期間が1年以上の長期入院患者は増加傾向にあり、長期入院者の約7割が65歳以上と高齢化している。
- 各市町単位で、自立支援協議会（部会）が定期的開催され、課題共有、解決に向けた体制づくりの検討が行われているが、市町によって部会の取り組みに差がある。圏域内で各市町部会の取組み状況や課題等を情報共有し、協議の場の活性化を図っていく必要がある。
- 県が作成している評価指標を用いて地域の現状の見える化や課題抽出を行い、地域の関係機関と協議連携しながら、地域全体で精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していく必要がある。

【計画】

- 各市町の協議の場の活性化支援
 - (1) 各市町自立支援協議会、部会への参画及び事務局支援
 - (2) 地域アセスメント支援
 - (3) 管内関係者連絡会の開催
- 関係機関の理解促進及び連携強化
 - (1) 医療機関への啓発
 - (2) ピアの活用促進
 - (3) 保健所精神保健医療福祉協議会での報告協議
 - (4) 関係機関主催の会議等への参加

10.1.4 高次脳機能障害支援普及事業

【事業目的】

- 高次脳機能障害は、本人も生活のしづらさを感じつつも障害と気づいておらず、潜在化している場合が多い。社会生活を送る中で問題が表面化することが多く、その支援にあたっては、地域関係者の連携が不可欠である。相談窓口を周知し、相談支援を充実させるとともに、関係者への理解を深め、地域支援ネットワークの構築を図る。

【現状と課題】

- 管内には、高次脳機能障害の診断等ができる医療機関が16機関ある。
- 高次脳機能障害の理解については、医療・介護・福祉等関係者の利用促進は図られてきており、本人、家族への介入も早期から対応できるようになっている。
- 新規の相談者は、医療機関で高次脳機能障害の診断を受けた後、今後の事について相談される事が多い。また、脳血管疾患からの発症が多い。
- 管内には高次脳機能障害に対する専門的リハビリテーションを実施できる医療機関等はなく、活用できるサービスとしては、介護保険事業所や障害福祉サービス機関において対応している状況であり、介護、障害関係事業所との連携が必要である。
- 保健所における相談支援については、診断が可能な医療機関や利用可能なサービスの紹介等を行うとともに、個別相談等を実施することにより、「地域完結型」の支援体制の構築を図る必要がある。

【計画】

- 相談支援（来所・電話・所外・訪問・ケース支援会議の開催）
- 普及啓発（管内広報誌への掲載、リーフレットの配布）
- 研修会の実施（必要時）
- 地域支援ネットワーク作り

10.1.5 自殺対策推進事業

【事業目的】

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、市町や関係機関等と協力して自殺対策を推進する。

【現状と課題】

- 管内市町において市町自殺対策計画が策定されており、自殺者数の更なる減少のためには今後はより身近な市町での自殺対策の取組が重要である。市町が計画を踏まえた施策の推進及び進捗管理を行えるよう支援していく必要がある。
- 管内の自殺者・自殺率は年毎によってばらつきがあり、令和5年は自殺者数52名（男性38人、女性14人）・自殺率19.4と直近で最も低かった令和4年の13.8から増加し、過去5年で最も高かった。平成31年/令和元年から令和5年の自殺者は合計217人（男性155人、女性62人）であり、40代～60代の自殺者が全体の約半数を占めているが、約1割は若年層の自殺者である。引き続き、関係機関・部署と連携した支援を実施していく必要がある。
- 自殺は様々な要因が複合的に連鎖して起きているが、健康問題の要因としてうつ病が多い状況にあり、潜在化しているケースもいることが想定されることから、今後も精神保健福祉相談の充実、相談窓口の周知、あらゆる機会を捉え普及啓発に努める必要がある。

【計画】

- 市町支援（市町自殺対策計画を踏まえた施策の推進支援及び進捗管理支援）
- 包括的支援のためのネットワーク強化
- 普及啓発

10.1.6 ひきこもり対策推進事業

【事業目的】

- ひきこもり当事者及び家族の孤立化を防ぐため、市町や関係機関等と協力して、ひきこもりに関する普及啓発、早期介入や継続的支援のための連携等、ネットワークづくりを行い、ひきこもり対策を推進する。

【現状と課題】

- 家族だけで問題を抱え込み地域で孤立し、相談に結びつくまでに時間を要していることが多く、支援開始後もひきこもりを脱するまでには時間を要している現状がある。
- 市町における相談窓口の明確化や周知、実態やニーズの把握、プラットフォームの設置・運営については、市町によって取り組みが様々である。市町における支援体制の整備に向けて、連携した個別支援の積み重ね等を通じて、地域の実情に応じた働きかけが必要である。
- ひきこもりに対する地域の理解、普及啓発もさらに深めていく必要がある。
- 家族会については、「あじさい会」を含め、参加家族の個別支援も並行して、その開催を積極的に支援していく必要がある。
- 当事者のつどい等が管内に複数存在し、それぞれ活動を行っているが、更なる活動の充実が求められる。
- ひきこもりの背景には様々な課題があるため、ひきこもりの支援には、関係機関と連携し支援体制の構築・充実を図る必要がある。

【計画】

- ・相談支援体制の充実：保健所精神保健福祉相談（電話・来所相談、訪問）、精神科嘱託医相談の活用、市町の支援体制の充実促進
- ・普及啓発：管内各機関・民生委員児童委員、一般住民に対して事業の普及啓発
- ・当事者支援、家族支援：個別支援、管内家族会の支援
- ・関係機関とのネットワーク構築：各支援団体との連携強化、関係機関開催会議への参加

10.1.7 精神科救急医療連携に関すること

【事業目的】

- ・精神科救急患者や身体合併を有する患者の適切な医療の提供を図るための体制を確保する。

【現状と課題】

- ・平成30年度から令和2年度にかけて、連携体制に関するこれまでの整理を元に精神科救急医療連携体制図を作成し、体制確認のツールとして活用しながら、消防や精神科救急情報センター、精神科病院、救急病院へ連携体制の確認を行った。その結果、精神科病院では設備・技術・スタッフ等の体制的な問題で身体的合併のある患者の受け入れが困難であり、救急病院では身体的処置後の精神科病院への転院がスムーズでないという課題が整理された。

令和4年度に精神科病院、二次救急医療機関との意見交換等実施し、①救急医療機関と精神科医療機関でのコンサルテーション体制整備、②身体処置後に精神科医療機関へ繋げるルールづくりの2点を整理した。

令和5年度には二次救急医療機関に対して夜間・休日対応や精神科のかかりつけ医がない患者の対応事例の実態調査を行い、連携体制の現状や課題を整理した。

- ・令和6年度には、精神科医療機関に対し二次救急医療機関との連携の状況や課題等について実態調査を実施。調査から見えてきた課題の共有を行い現状の共通認識を図り、夜間休日の対応について一定の整理を行った。
- ・救急医療機関と精神科医療機関の連携については、県及び関係機関と連携しながら体制づくりを進めることが必要である。関係機関同士で顔を合わせる既存の機会が殆どない現状があるため、意見交換会は顔を合わせる貴重な機会となっている。

【計画】

- ・県央圏域の精神科救急医療体制構築に向けた取り組みの実施
- ・県央保健所地域精神保健医療福祉協議会における報告

10.1.8 依存症対策総合支援事業

【事業目的】

- ・依存症者や家族が抱える多様な問題・課題に対し、適切な支援・治療につなげられる連携体制の構築を図る。

【現状と課題】

- ・平成29年4月1日に「依存症対策総合支援事業実施要綱」が適応され、依存症者と家

族が地域で必要な医療や相談が受けられるよう、体制整備が進められている。

- 県央保健所では、平成31年度から令和3年度まで「県央保健所ギャンブル等依存症対策地域関係者検討会」、令和4年度から令和6年度まで「県央保健所依存症対策地域関係者検討会」を設置し、官民協働による依存症対策の連携した取組の推進を目的に開催し、予防の段階に応じた必要な取り組み及び関係機関における役割の整理を行った。
- 依存症問題は背景が様々で複雑であるため、保健所職員の専門的な対応の充実と、関係機関が依存症の理解を深め、必要な支援機関と連携、協力して切れ目ない支援を行えるよう支援する必要がある。
- 当事者・家族が依存症について理解し適切な対応ができるよう、相談者と自助グループ・関係者を丁寧につなぎ、継続的かつ包括的な支援を行う必要がある。
- 地域住民が依存症問題を身近なこととしてとらえ、当事者・家族が孤立せず適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、効果的な依存症の啓発方法について検討する必要がある。
- 地域の関係機関と県央地域の課題について共通認識を深め、取り組みの方向性等の協議を通じて、連携体制の構築を図る必要がある。
- 当事者・家族の問題解決や回復支援のため、切れ目ない重層的な地域連携体制を構築・推進していくため、関係機関と連携して予防の取り組みを行っていく必要がある。

【計画】

- 相談対応の充実
精神保健福祉相談、関係機関の相談窓口支援
- 当事者・家族の回復支援
精神保健福祉相談の一環として、自助グループや関係機関と連携しながら、依存症当事者や家族の回復支援の実施
- 普及啓発
相談窓口の周知、健康教育の実施、あらゆる機会を捉えた啓発資料の掲示・配布
- 支援関係機関等と連携した取組みの推進
関係機関主催の会議等参加、予防の対象を捉えた普及啓発及び健康教育の検討

1 1. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保護に関する事項

1 1. 1 難病対策

11.1.1 難病患者地域支援対策推進事業

【事業目的】

- ・ 難病患者のQOL（生活の質）の向上を目指して、患者や家族、関係者等が連携し、地域における在宅支援体制の整備を推進することを目的とする。

【現状と課題】

- ・ 平成27年1月1日に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下難病法）により、対象疾患が56疾患から108疾患に拡大された。その後も、徐々に対象疾患が追加され、令和7年4月には348疾患が対象となっている。
- ・ 筋萎縮性側索硬化症患者を中心に筋・神経難病患者の訪問支援等を行っている。来所相談・電話相談等では、関係機関からの相談への対応も行っている。
- ・ 難病患者等の多様化するニーズに対応し、その人に応じた在宅療養支援を提供するため、必要な知識や技能を有する医療・介護・福祉等の従事者を育成するため、難病従事者研修会、難病患者等ホームヘルパー養成研修会等を開催している。
- ・ 平成27年度より難病対策地域協議会（県央地域難病患者等在宅支援検討会）を設置し、地域における難病の患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行っている。
- ・ 災害対策においては市町担当部局の個別支援計画策定の支援を進めており、令和2年度から取り組んでいる。令和6年度に管内すべての市町において災害時個別避難計画の策定に着手したが、引き続き市町の取組状況の把握を行い、事例を通して支援を行う必要がある。

【計画】

- ・ 訪問相談事業
- ・ 在宅療養支援計画策定・評価事業（支援区分会議）
- ・ 事例検討・災害時個別支援計画策定進捗確認
- ・ 難病対策地域支援協議会（県央地域難病患者等在宅支援検討会）
- ・ 難病従事者研修会
- ・ 難病患者等ホームヘルパー養成研修会

11.1.2 特定医療費(指定難病)支給認定制度

【事業目的】

- ・ 難病患者等の医療費自己負担軽減を図るため、指定難病医療費助成制度申請窓口として適正な事務を実施する。

【現状と課題】

- ・ 指定難病医療費助成制度による受給者は、令和7年3月末現在2,743名（延数）で

ある。

- 対象疾患の拡大に伴い、さらに受給者が増加するとともに申請事務も増加する可能性がある。申請者が速やかに指定医療機関等での治療が行われるよう、申請事務が滞りなく行うことが求められる。

【計画】

- 指定難病医療費助成制度申請受付

1 1. 2 骨髄バンク・臓器移植推進対策

【事業目的】

- 骨髄移植及び末梢血幹細胞移植に関する正しい知識の普及啓発及び骨髄等提供希望者の確保を推進する。
- 臓器移植の推進及び臓器移植提供意思表示カードの普及啓発を推進する。

【現状と課題】

- 骨髄バンク登録希望者に対して、骨髄移植及び骨髄バンク事業について説明・登録手続きを行っている。（令和6年度相談者2名、登録者2名）
- 臓器移植推進月間に合わせて臓器移植提供意思表示カードの普及啓発を行っている。

【計画】

- 骨髄バンク登録推進。
- ホームページへの掲載及び関係機関への情報提供。
- 臓器移植の推進及び臓器移植提供意思表示カードの普及啓発
- ホームページへの掲載及び関係機関への情報提供。

12. エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項

12.1 感染症対策

12.1.1 感染症予防事業

【事業目的】

- ・ 関係機関との協力・連携を図り感染症対策に必要な対策を講じることで感染症の発生予防・まん延を防止し、公衆衛生の向上及び推進を図る。

【現状と課題】

- ・ 令和6年度の三類感染症の発生届件数は8件と前年度より増加。集団感染例はなかった。（平成31年度3件、令和2年度4件、令和3年度13件、令和4年度4件、令和6年度7件）（感染症発生動向調査の診断日で集計）
- ・ 令和6年度は、四類感染症は、レジオネラ症が4件発生したが、入浴施設等の集団発生はなく、散発例であった。ダニ媒介感染症の発生届件数は日本紅斑熱3件、つつが虫病3件だった。（感染症発生動向調査の診断日で集計）
- ・ 社会福祉施設からの集団発生報告件数は、令和6年度は、47件（令和5年度から新型コロナウイルスを含む）と前年度の56件より減少しているが、引き続き各施設における感染症予防対策を進めていくために、普及啓発の実施及び注意喚起を行っていく必要がある。
- ・ 五類感染症のカルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症は令和6年度10件と令和5年度の4件から増加している。企画調整課と連携し、感染症対策の指導をする必要がある。
- ・ 令和7年4月7日から急性呼吸器感染症（ARI）が五類感染症に位置付けられた。
- ・ 一類、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者発生に備え、訓練等の実施や関係機関との連携体制を整えていく必要がある。（訓練は新型インフルエンザ対策の中で実施する）

【計画】

- ・ 感染症に関する情報提供及び相談対応。（随時）
- ・ 県央地域感染症等対策協議会（1回）
- ・ 感染症発生時の対応（調査・指導）（随時）
- ・ 他機関、施設の要望に応じた感染症予防に関する健康教育（随時）
- ・ ホームページ及びSNS配信を活用した普及啓発（随時）
- ・ 感染症対策向上加算1病院のカンファレンス及び訓練への参加（随時）

12.1.2 感染症発生動向調査事業

【事業目的】

- ・ 管内の患者発生状況、病原体の検索等感染症に関する情報を早期かつ的確に把握し、その情報を速やかに地域に還元することにより感染症の発生及びまん延防止並びに有効な感染症対策に資する。

【現状と課題】

- ・ 一類～五類感染症の発生状況については、毎週、感染症発生動向調査結果を関係機関等に対してメール、FAXにより情報提供を行い、ホームページにも情報を掲載することで広く周知をしている。
- ・ 感染症流行時は、随時、ホームページ等にて注意喚起を行っている。

- ・新型コロナウイルス感染症の入院サーベイランスは令和 5 年 9 月 25 日から開始された。
- ・令和 7 年 4 月 7 日から急性呼吸器感染症（ARI）が五類感染症に位置付けられ、サーベイランスの対象となった。

【計画】

- ・感染症発生状況を確実に国・県に報告し、その結果は、関係機関にメール等で情報提供し、併せてホームページの情報を更新する。（毎週更新）
- ・感染症の流行状況に応じた情報提供、注意喚起を行う。

12.1.3 予防接種事業

【事業目的】

- ・感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種に関する必要な情報提供及び指示等を行う。

【現状と課題】

- ・予防接種法に基づき、市町が行う予防接種に対しての指示を行い、予防接種時の事故発生時は市町から報告書を受領し、県本庁へ提出している。
- ・海外渡航時や定期の予防接種以外の接種等に関して、関係機関や住民からの相談に対応している。

【計画】

- ・予防接種法に基づいた業務の確実な実施
- ・予防接種に関する相談への対応
- ・予防接種健康被害調査委員会への参加と相談対応

12.1.4 肝炎対策事業

【事業目的】

- ・肝炎ウイルス検査の受検機会を拡大し、感染者を早期発見・早期治療へつなぐ。

【現状と課題】

- ・県立保健所における B 型・C 型肝炎ウイルス検査は 10 月から中止となったこともあり、令和 6 年度の県央保健所検査実施数は 56 件と前年度より減少している。（令和 4 年度 77 件、令和 5 年度 128 件）。
- ・令和 6 年度の肝炎ウイルス検査実施医療機関での検査数は、250 件であり、前年度と比べ減少している。（令和 4 年度 311 件、令和 5 年度 284 件）。一方、検査実績のない実施医療機関も多いため、事業活用促進により、受検機会の拡大を図る必要がある。
- ・肝炎ウイルス検査により感染が確認された者が定期的な検査を継続し、必要な時期に早期治療を行うことで重症化予防のための支援を推進する必要がある。

【計画】

- ・7 月の肝臓週間及び 7 月 28 日の日本肝炎デー時の肝炎ウイルス検査の普及啓発
- ・肝炎に関する相談対応（随時）
- ・肝炎ウイルス検査陽性者へのフォロー

12.1.5 エイズ・性感染症予防事業

【事業目的】

- エイズ及び性感染症に関する正しい知識を普及させることで、予防行動を促し差別偏見をなくす。
- 性感染症検査の受検機会を拡大し、感染者を早期発見・早期治療へつなぐ。

【現状と課題】

- 令和6年度のHIV抗体検査数は139件であり、前年度から横這いであった。(令和4年度89件、令和5年度140件)
- 梅毒の患者数は令和5年度からは減少しているが、引き続き普及啓発は重要である。(令和3年度15件、令和4年度17件、令和5年度29件、令和6年度16件)
(感染症発生動向調査の診断日で集計)
- クラミジア抗体検査は令和元年6月末で終了していたが、クラミジア抗原検査(尿検査)を令和6年11月から開始した。
- 令和6年5月よりオンライン予約システム開始。休日など時間外での予約が可能となった。

【計画】

- 世界エイズデー、HIV検査普及週間を中心に、エイズ・性感染症に関する普及啓発を実施する。
- 学校からの依頼による性感染症予防健康教育を実施する。(依頼時対応)
- エイズ・性感染症に関する相談対応を行う。(随時)
- 通常検査:1回/週(火)10:00~14:30
(検査項目:HIV抗原抗体検査、梅毒抗体検査、クラミジア抗原検査)
- 即日検査:1回/月(第2火曜日)16:00~19:30
- 感染拡大防止及び治療の必要性を説明する。

12.1.6 麻疹・風疹予防対策事業(風疹抗体検査等を含む)

【事業目的】

- 麻疹・風疹の排除を目指し、疾患に対する理解を深め、感染及びまん延防止を図る。

【現状と課題】

- 風疹抗体検査の実施については、平成26年度より事業開始。令和6年度は30件であった。
- 抗体がなかった受検者へは、面接により結果を通知し、ワクチン接種に関する情報提供を行っている。
- 妊婦の家族など抗体検査が必要な場合の情報提供が適切に行われるよう、事業の周知が必要。追加的対策の対象年齢の男性には、厚生労働省の通知(平成30年2月20日付け健感発0220第1号 職場における風しん対策について)による事業所への働きかけを行っている。

【計画】

- 風疹抗体検査の実施。(1回/週(火)10:00~14:30)
- 抗体がない受検者へのワクチン接種に関する情報提供
- 風疹抗体検査の普及啓発

- ・追加的対策の対象年齢の男性・妊娠を希望する世代への周知（商工会、地域・職域推進協議会、感染症対策協議会、母子保健担当者会議等）

12.2 結核対策

12.2.1 結核予防対策推進事業

12.2.1.1 発生の予防及び蔓延の防止

【事業目的】

- ・定期健康診断の促進による結核患者の早期発見、結核患者との接触があった者に対する健康診断の確実な実施による結核の蔓延を防止する。
- ・結核治療終了した者に対する精密検査（管理検診）を実施し、結核の再発を予防する。

【現状と課題】

- ・特定業務に就くもの及び施設入所者に対する定期健康診断受診率（93.1％）に比べ、65歳以上の地域住民に対する定期健康診断の受診率が24.7％と低い。（令和6年度）
- ・管理検診に関しては、管理検診の期間中に連絡がつかなくなるケースがあり、受診率は97.4％であった（令和6年度）。

【計画】

- ・高齢者に対する定期健康診断受診率を向上するために、市町に対して「65歳以上の者は健康診断の義務がある」旨の啓発や結核に対する普及啓発を行う。
- ・結核治療終了者に対して、2年間経過観察し、半年に1回精密検査を実施する。

12.2.1.2 適正な結核医療の確保

【事業目的】

- ・入院勧告及び就業制限、結核医療費公費負担を適切に行い、結核患者に対して早期に適切な医療を提供する。

【現状と課題】

- ・医療機関及び「感染症診査協議会結核専門部会」、保健所の連携のもと適切な医療の提供が出来ている。

【計画】

- ・感染症診査協議会結核専門部会を適切に運営していく。

12.2.1.3 結核発生動向調査事業

【事業目的】

- ・法に基づく届出や公費負担申請等を基に、結核のまん延状況、発見方法、診断の質、治療の内容、入院期間等の結核対策の評価に関する情報を収集し、評価する。

【現状と課題】

- ・遅延件数については9件あり、遅延の際は、その都度指導し、遅延届の提出を依頼した。

【計画】

- ・届出、報告に関する周知を行い、適切な指導を行う。

12.2.2 結核対策特別推進事業

12.2.2.1 治癒完遂のための患者支援

【事業目的】

- ・医療機関と保健所との強力な連携のもと DOTS（直接服薬確認）事業を実施することにより、結核患者の早期完全治癒を目指し、効率的・効果的な支援体制を整備する。

【現状と課題】

- ・結核病床を持つ医療機関とカンファレンスを実施し、連携して患者支援を行っている。
- ・家族や施設等の協力、関係者の連携により地域 DOTS を実施している。
- ・治療中断者0名（令和6年度）
- ・DOTS 実施率は 100%（30 名／30 名）であった。（令和6年度）

【計画】

- ・全患者に対し個別支援計画に沿った地域 DOTS の実施（目標値 実施率 95%以上）
- ・退院 DOTS カンファレンスへの参加及び必要に応じて関係者会議を開催する。
- ・結核病床を持つ管内 2 医療機関と感染症病床を持つ管内 1 医療機関との定期的な DOTS カンファレンスの開催
- ・医療機関とのコホート検討会（年 1 回）を開催し地域の結核関係者と結核対策の現状を把握し対策を検討する。

12.2.2.2 高齢者結核対策

【事業目的】

- ・高齢者の結核について周囲や関係者への理解を深めることで、早期発見に努める。

【現状と課題】

- ・令和6年度の新登録患者について、70歳以上の割合が62.5%と高齢者の占める割合が高い。
- ・高齢者の結核は典型的な症状がないことも多く、重症化して発見されることがあるため、高齢者結核の特徴を理解し、高齢者結核を早期発見、早期対応するための連携強化を図る必要がある。
- ・結核患者のほとんどが医療機関受診による発見であり、有症時の早期受診・早期診断が重要。
- ・患者の中には、施設入所・通所利用者も多く、集団感染のリスクが高いため、高齢者施設等との連携が必要。
- ・令和6年度は、高齢者施設の中で希望のあった5箇所に結核に関する出前講座を実施した。

【計画】

- ・高齢者施設に対し「高齢者施設における結核早期発見のためのチェックリスト及び基

準」の周知と活用促進を図る。

- 医療機関に対し「フローチャート」の周知と活用促進を図る。
- 結核・呼吸器感染症予防週間（9/24～9/30）や市町の広報誌による普及啓発の実施。

12.2.2.3 結核菌分子疫学調査

【事業目的】

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく積極的疫学調査の一環として、結核菌の分子疫学調査を実施し、結核菌の伝播経路の推定や集団感染を把握する。

【現状と課題】

- 当所管内では平成 25 年度から実施。令和 6 年度は 6 株依頼し 1 件で一致したが、直接の関連性はなかった。

【計画】

- 結核菌分子疫学調査の実施
- 県南保健所、県北保健所及び長崎市保健所との情報交換ならびに必要時、追加疫学調査の実施。（随時）
- 協力医療機関への分析結果の還元。

13. 衛生上の試験及び検査に関する事項

13.1 環境保全等対策関係試験検査

【事業目的】

- 水質汚濁防止法及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき、事業場等からの排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、事業場等の排水検査を行う。

【現状と課題】

- 検査員の経年的な技量低下や人事異動等による検査員の交替に伴う組織的な検査精度の低下を防止する必要がある。

【計画】

- 「水質汚濁防止法に係る事務処理要領（改定：令和6年度）」に基づき、排水基準が適用される事業場等の水質検査を実施する。
- 地域の環境保全のために必要となる廃棄物最終処分場の水質検査を実施する。
- 試験検査の信頼性確保を目的として、検査員を外部研修等に派遣する。
(検査員の技量向上をもって、試験検査の信頼性を確保する。)

13.2 食品衛生対策関係試験検査

【事業目的】

- 食品衛生法第24条及び28条に基づき、食品の安全性確保のため、市場に流通する食品における「食品、添加物の規格基準(以下、規格基準)」及び「食品衛生成分規格指導基準（以下「指導基準」という。）」の検査を計画的に実施する。

【現状と課題】

- 検査員の経年的な技量低下や人事異動等による検査員の交替に伴う組織的な検査精度の低下を防止する必要がある。

【計画】

- 監視指導計画に基づき、587件の検査を実施する。
(内訳…監視指導班：315件、食品薬務班：272件)
- 試験検査の信頼性確保を目的として、検査員を外部研修等に派遣する。
(検査員の技量向上をもって、試験検査の信頼性を確保する。)

13.3 特定感染症対策関係試験検査

【事業目的】

- 事業の対象となる感染症の発生の予防、まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とし、県立保健所の全ての検体を集約し、県央保健所で実施する。

【現状と課題】

- ・ 特定感染症の近年の試験検査実績は、以下のとおりとなっている。

| 年度 | 検査件数 | 備考 |
|---------|------|---|
| 令和 6 年度 | 683 | 《ここで示す特定感染症※の項目は、以下のとおり》 HCV、HBs、HIV、クラミジア、梅毒、 HTLV-1、風しん |
| 令和 5 年度 | 868 | |
| 令和 4 年度 | 767 | |

- ・ HIV、HTLV-1 検査については、スクリーニング検査が陽性となった場合、長崎県県立保健所特定感染症等相談・検査事業実施要領に基づき、確認検査を実施する。

※特定感染症：平成 31 年 3 月 27 日付け、健発 0327 第 25 号の厚生労働省健康局長通知（特定感染症検査等事業について）の特定感染症検査等事業実施要綱の事業内容に示されているもの。

※HCV、HBsについては、令和6年11月に検査事業対象から除外された。

※クラミジアについては、令和6年11月に検査事業対象となった。

【計画】

- ・ 県立保健所の全ての検体を集約し、県央保健所で特定感染症検査を毎週 1 回行う。
- ・ 平成 30 年度から梅毒抗体検査を実施している。

13.4 感染症対策関係試験検査

【事業目的】

- ・ 感染症の拡大防止を図るため、腸管出血性大腸菌等の検査を実施する。

【現状と課題】

- ・ 感染症対策関係の近年の試験検査実績は以下のとおりとなっており、迅速な検査対応が求められている。

| 年度 | 腸管出血性大腸菌 | | 赤痢菌 |
|---------|----------|-----|------|
| | 細菌分離 | PCR | 細菌分離 |
| 令和 6 年度 | 244 | 152 | 0 |
| 令和 5 年度 | 159 | 14 | 0 |
| 令和 4 年度 | 136 | 20 | 0 |

【計画】

- ・ 県央保健所及び離島 4 保健所の腸管出血性大腸菌等の菌検索（PCR含む）を行う。
- ・ 県立保健所の全ての検体を集約し、県央保健所で風しん抗体検査を行う。

13.5 結核感染補助検査

【事業目的】

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく「結核の接触者健康診断の手引き」に、インターフェロングamma遊離試験（IGRA）が結核対策の第一優先の検

査であると位置づけられていることから、当保健所ではQ F T検査を採用している。

【現状と課題】

- 結核感染の有無を確認するためのQ F T検査の近年の試験検査実績は、以下のとおりとなっている。

| 年度 | Q F T検査 |
|---------|---------|
| 令和 6 年度 | 232 |
| 令和 5 年度 | 265 |
| 令和 4 年度 | 268 |

※Q F T検査：インターフェロン γ 遊離試験（IGRA）の一種であり、結核感染の有無を確認するためのツベルクリン反応に代わる新しい検査法

- 検査実施の効率化のため、各保健所に対して検査日の周知を行う必要がある。

【計画】

- 県立保健所の全ての検体を集約し、県央保健所でQ F T検査を行う。
- 接触者健診の対象規模の拡大や結核集団感染対策を考慮すべき時は、管轄保健所と連携し、状況に応じながら検査を実施する。

14. その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

14.1 健康危機管理機能強化

14.1.1 健康危機管理対応訓練事業

【事業目的】

- ・住民の生命と健康に係る健康被害が発生し、または発生する恐れがある場合、危機管理を迅速かつ適切に実施するため、必要な研修・訓練を行う。

【現状と課題】

- ・職員の健康危機対応への意識の向上と知識の充実を図り、様々な危機事象発生に備えることが必要。
- ・大規模災害発生時の対応マニュアルに基づいた広域災害救急医療システム（EMIS）の活用方法を医療機関・行政機関等へ周知することや、長崎県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制を強化するなど、災害時支援活動体制の充実が必要である。

【計画】

- ・健康危機管理関係研修の受講。
- ・訓練の実施（EMIS 入力訓練、D24H システム習熟訓練）。

14.1.2 新型インフルエンザ対策事業

【事業目的】

- ・強毒性の新型インフルエンザや新興感染症の発生に備え、迅速・的確に対応できるよう、地域における体制整備を行う。

【現状と課題】

- ・令和5年度に県央保健所健康危機対応計画（令和6年2月29日）を策定し、県央計画に基づき、訓練等実施する必要がある。
- ・管内感染症指定医療機関や消防署等、関係機関との合同訓練を実施しており、患者発生時の情報伝達、防護服の着脱、簡易アイソレーターの取り扱い、搬送ルートの確認を実施。令和5年度は、防災航空センターと長崎医療センターとの患者搬送訓練や環境保健研究センターとの病原体検査・解析訓練、疫学模擬検討会を実施。令和6年度は、諫早総合病院、県央地域広域市町村圏組合消防本部、環境保健研究センターと患者発生時の初動と患者搬送の実施訓練を実施した。

【計画】

- ・県央保健所地域感染症等対策協議会「医療専門部会」の開催
- ・訓練の実施：
 - ① 自宅療養者の健康観察体制についての検証訓練
 - ② 高齢者施設における感染症対応力向上研修訓練
 - ③ 感染症対応基礎研修
 - ④ 患者搬送・初動対応訓練

- ・必要物品及び消耗品の整備（令和 7 年度簡易アイソレーターの購入）

14.1.3 鳥インフルエンザ対策事業

【事業目的】

- ・養鶏場で高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「鳥インフルエンザ」という）が発生した場合、養鶏場従事者、防疫作業従事者及び地域住民への感染防止に万全を期すため、防疫作業従事者等の健康管理、地域住民のための健康相談窓口の開設、心のケア等を中心とした鳥インフルエンザ対策を関係機関と連携し、実施する。

【現状と課題】

- ・「長崎県鳥インフルエンザ発生時対応マニュアル」が令和 5 年 10 月に改訂され、「第 3 章 長崎県鳥インフルエンザ健康危機管理マニュアル」として改訂中。
- ・改訂されたら、今後も防疫作業従事者に関する健康管理をより効率的に行うために、随時保健所マニュアルの見直しが必要。

【計画】

- ・所内学習会の開催及び訓練への参加
「長崎県県央保健所鳥インフルエンザ対応マニュアル」の見直し。

14.1.4 原子力防災訓練事業

【事業目的】

- ・原子力災害から住民の生命と健康に係る被害が発生した、または発生する恐れがある場合に迅速かつ適切に対応するため、長崎県地域防災計画等に基づく訓練等に参加し、「長崎県緊急被ばく医療マニュアル（第 4 版）」（平成 26 年 3 月）による活動手順を習得する。

【現状と課題】

- ・関係機関が設置、運営する救護所（避難所）で緊急被ばく医療活動に携わる。
- ・定期的な訓練による活動手順の習得と関係機関との連携及び原子力防災に関する研修による知識の習得が必要。

【計画】

- ・長崎県原子力防災訓練への参加
- ・原子力防災関係研修の受講。

14.2 健康ながさき 21 推進 地域・職域連携推進

14.2.1 たばこ・アルコール対策事業

【事業目的】

- ・健康増進法による望まない受動喫煙防止対策を推進する。
- ・未成年者に喫煙の危険性に関する情報を十分に提供し、喫煙を防止する。
- ・生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を減少させ、適正飲酒を推進す

る。

【現状と課題】

- 健康増進法により多数の者が利用する施設等について、その区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理権限者が講ずべき措置等が定められた(R2年4月1日施行)。今後も引き続き、受動喫煙防止対策の推進を図るため、関係施設の実態把握及び普及啓発が必要である。
- 新たな喫煙者を増やさず、将来の成人の喫煙率を下げるために未成年者喫煙対策が必要である。
- 管内の男性(40歳から64歳)の喫煙率は、39.3%で全国平均より高く、女性は9.9%で全国平均より低い。(データ元：NDBR3年度特定健診データ)
- 健康ながさき21(第2次)の評価では「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合」について男性は減少しているが、女性は基準年より増加傾向であった。

【計画】

- 施設の管理責任者等に対し、健康増進法の一部を改正する法律に関する説明会の実施及び、一般住民に対し、受動喫煙防止に向けて取り組んでいけるよう、必要に応じた情報提供を行う。
- 地域と職域との連携した取り組みとして、情報紙を作成し地域・職域連携推進協議会委員へ情報の発信と周知依頼を行う。
- 飲食店等の受動喫煙防止対策について、実態把握及び助言指導を行う。
- 既存特定飲食提供施設の喫煙可能室設置施設の届出を受理する。
- 健康増進法の規定に違反した場合の助言及び指導等を行う。
- 世界禁煙デー及び禁煙週間の普及啓発を行う。
- 未成年者の喫煙防止を徹底するため、指導者(教職員等)へ教育に必要な情報提供を行う。
- 健康づくりに関する情報提供の際に適正飲酒について普及啓発を行う。

14.2.2 がん対策事業

【事業目的】

- 長崎県がん対策推進計画に基づき、がん予防を推進する。

【現状と課題】

- 管内市町の標準化死亡比(30—R4年)では、肝がんの死亡率が全国より高く、肺がんは東彼杵郡3町が男女ともに高い。大腸がんは波佐見町の女性が高い。
- がん検診受診率(地域保健・健康増進事業報告R4年実績)のうち県平均よりも下回っているのは胃がん検診では波佐見町、大腸がん検診は諫早市、子宮頸がん検診、乳がん検診は諫早市、大村市である。自治体が行う検診以外の実績が把握できていないことも要因の一つではあるが、全市町すべての検診で目標の60%には至っていない。

【計画】

- がん予防については、健康ながさき21推進事業のたばこ対策及び栄養・食生活による健康づくり事業により実施する。

- がん検診の受診率向上、市町におけるがん対策の状況について、地域・職域連携推進事業において共有していく。

14.2.3 栄養・食生活による健康づくり事業

【事業目的】

- 住民が自らの食習慣を見直し、主体的に健康づくりの実践を行なうことができるよう、飲食店や惣菜店等による「健康づくり応援の店」への登録を推進し、登録店を通してヘルシーメニューの提供や健康づくりに関する情報提供を行う。

【現状と課題】

- 「健康づくり応援の店」の住民による活用を促すため、登録店の増加と周知を徹底する必要がある。
- 登録店に対して、自発的な取組と意識付けのための支援が必要である。
- 令和2年度から、登録基準を栄養バランスや野菜・塩分の摂取に配慮した取組を行っている飲食店等に変更した。

【計画】

- 「健康づくり応援の店」の住民への周知を行い、登録店の活用による健康づくりを促す。
- 飲食店等への事業周知と住民への広報等により取組についての支援をする。

14.2.4 こころの健康づくり、その他

【事業目的】

- 県民ひとり一人が自分にあったストレス解消方法を知り、睡眠や休養の意義や必要性について理解を深め、実践できるよう普及啓発を図る。

【現状と課題】

- こころの健康づくりとしては、保健福祉班のメンタルヘルス対策として実施している。職域に関しては、職場の健康づくり応援事業を活用し、保健所から情報提供等実施しているが、次年度も引き続き、出前事業を支援していく。
- 平成27年12月からストレスチェックと面接指導を義務付ける制度が創設された。現在50人以下の小規模事業所においては努力義務となっているが、令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法により、令和10年5月までに義務化されることになっている。
- 協議会等を活用し、関係機関と連携しながら、職場のメンタルヘルスの取り組みについて共有していく。

【計画】

- 地域・職域連携推進協議会を活用し、職域におけるメンタルヘルス対策についての情報共有を行う。
- 職場の健康づくり応援事業を活用して、健康づくりに関する情報提供やメンタルヘルスに関する出前講座等の支援を行う。

14.2.5 地域・職域連携推進事業及び職場の健康づくり応援事業

【事業目的】

- 地域住民が自己管理能力を向上させる一方、住民を取り巻く地域、企業、行政が連携し、個人の健康づくりを支える環境を改善していくことで、生活習慣が原因となる疾患の発症を予防し、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現する。
- 地域（市町が中心に行う地域保健）・職域（働く人を対象とした職域保健）において、生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するための効果的な保健事業を行うために、自治体、事業者および医療保険機関の関係者が相互に情報交換を行い、共通理解のもと保健医療資源の相互活用、保健事業の共同実施による連携体制を構築する。

【現状と課題】

- 令和元年度、「地域・職域連携推進ガイドライン」が改訂され、地域の実情を踏まえたより効果的・効率的な保健事業を展開する必要性のほか、具体的な実践につながるような取り組みを強化すること等の基本理念が示された。
- 地域・職域連携推進協議会では「職場の健康づくり」をテーマに健康づくりアプリの活用、健康経営宣言事業などの取組について共有した。連携した取り組みとして禁煙・受動喫煙の情報発信を実施している。
- 健診受診率は、市部と郡部を比較すると郡部の受診率が高い。
- 健診受診者に対しては結果を正しく伝え、保健指導や医療機関受診に確実に結び付け、発症や重症化を予防する必要がある。
- 長崎県では、平成27年度から事業所に専門職（保健師・管理栄養士等）を派遣し、健康教育（職場の健康づくり応援事業）を行う事業が開始された。活用する事業所が固定化しないよう、健康宣言事業所等への啓発を行う必要がある。

【計画】

- 地域・職域連携推進協議会を開催し、地域の健康課題について情報共有を図るとともに連携事業の検討を行う。
- 連携事業として、スワンスワンデー情報紙の発行及び周知、世界禁煙デー街頭キャンペーン、歩こーで！アプリを活用した企業対抗戦を計画。

14.3 地域リハビリテーションの推進

【事業目的】

- 高齢者や障害のある人が、寝たきり状態となることを予防し、住み慣れた地域において、生き生きとした生活を送ることができるよう、地域リハビリテーションの適切かつ円滑な推進を目的とする。

【現状と課題】

- 地域リハビリテーション連絡協議会を開催し、市町における地域支援事業の取組状況、保健所における市町支援状況等の報告を行うなどし、地域における課題解決に向けた方策を検討している。
- 県が指定する県央地域リハビリテーション広域支援センター（大村市医師会委託）にお

いて、市町および施設職員、ボランティア等のリハビリテーション従事者に対する研修会の開催及び市町や施設での指導等、現地支援を行うことにより、従事者のリハビリテーションに関する技能を向上させ、地域におけるリハビリテーション支援体制の構築を推進している。

【計画】

1. 地域リハビリテーション連絡協議会の開催 1回
2. 地域リハビリテーション広域支援センターと協働し、各市町・地域包括支援センターを直接支援する「地域密着型リハビリテーション支援機関」を地域の実情に応じて設置し、地域リハビリテーション支援体制の構築を図る。

14.4 地域包括ケアシステムの構築

【事業目的】

- ・団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療・介護・介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各市町の実情に応じて推進していくことを目的とする。

【現状と課題】

- ・各市町においては、地域包括ケアシステムの構築が推進されているが、医療・介護等の地域資源や環境の違いなどにより取り組み状況に差が生じている。
- ・高齢者の介護予防・重症化予防については、介護保険申請前からの早期対応や高齢者医療、健康づくり、介護予防等の一体的な実施が求められており、医療・介護専門職等を対象に、高齢者を地域全体で支えるまちづくりを目的とした研修会の開催が必要である。
- ・各市町において自立支援型地域ケア会議が開催されているが、会議から得られた高齢者に関する地域課題の解消に向け、新たなサービスの開発等に繋がるような市町支援が必要である。

【計画】

- ・市町における在宅医療・介護連携推進に係る支援
- ・市町が実施する自立支援型地域ケア会議に関する支援
- ・その他、市町における地域包括ケアシステム構築から充実に向けた支援

14.5 情報の収集、整理および活用

【事業目的】

- ・情報の収集、分析及び評価を行い、地域の健康課題を把握し、保健所の施策及び市町の各施策の推進の支援に活用する。

【現状と課題】

- 既存データ及び業務を通して得た情報等を用いて、地域全体を把握する必要がある。

【計画】

- データ分析を行い、地区活動の実践及び評価へつなげる。
- 得られたデータ及び結果を市町へ還元する。

14.6 調査及び研究

該当なし